仕様書

１ 事業名

大阪IR広報企画運営業務

２ 目的

大阪府・大阪市では、統合型リゾート（ＩＲ）を核とした新たな国際観光拠点の形成に向け、大阪・夢洲でのＩＲの実現に取り組んでいる。大阪ＩＲは、ＭＩＣＥ施設、ホテル、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込み、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化等、大阪の経済成長に大きく貢献するものである。

また、納付金や入場料を住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていく。

府市としては、ＩＲの実現に向けて、ＩＲの意義や効果、依存症対策はじめとした懸念事項対策等について、引き続き情報発信を行い、府民市民の理解を深めていくことが必要と考えている。

　本業務は、広い府民を対象に、ポスターやサイネージ等を活用して興味関心を喚起し、説明動画や府市ＨＰ等のより詳細な情報にアクセスするきっかけを作り、アクセスした説明動画等により府民に大阪ＩＲの理解を深めていってもらうことを目的に実施するものである。

　本公募は、ＩＲ整備法第９条第11 項に基づく区域整備計画の認定（以下「区域認定」という。）が行われること、並びに「令和５年度大阪府一般会計予算」及び「令和５年度大阪市一般会計予算」が各々議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。これらいずれかの条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

３ 契約期間

契約日～令和６年３月29日

４ 委託上限額

29,583,000,円

５ 業務内容

　大阪ＩＲについて府ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair/index.html）等により、大阪ＩＲの意義・効果、懸念事項対策等、その他府市の考え方を充分理解したうえで、各業務の連携等、事業全体で効果が最大化できるように、内容を考慮して実施すること。

1. 広報関連

本業務が府民市民に大阪ＩＲに対しての正しい理解を深めてもらい、一方的な情報発信ではなく、情報を受け取った方々に大阪ＩＲの詳細な情報を知るためのアクションを起こしてもらうことを目的とした、コミュニケーション事業であるということを念頭において実施すること。

各広報業務にあたっては、各受注者において、最も多くの府民の目に触れ、大阪ＩＲへの興味関心を喚起できるよう、適切なターゲッティングを行ったうえで実施すること。

また、広告の掲出先などについては事業目的と照らし不適切な媒体・場所などに掲示されないようにすること。

①　主要駅等での広告

　〇　受注者は府内主要駅を中心とした広く一般に訴求力のある広報活動を実施すること。

　　　〇　広報場所としてデジタルサイネージの放映とポスターの掲示を必ず実施すること。（**必須**）

　　　〇　広報活動にあたり、ＩＲ推進局において作成している広報動画とポスターのデータを提供するので、これらを活用すること。（**必須**）

　　　〇　上記を実施するにあたって付随するすべての業務を実施すること。

　　　　　なお、ポスターの印刷や、広報物の掲出等広報にかかる経費はすべて委託金額に含むものとする。

　　　〇　発注者から広報場所・期間等の変更協議があった場合は対応すること。

　　　〇　動画及びポスターの提供データ形式については下記のとおり

15秒の縦型動画（1920×1080）：WMV形式、MP４形式

15秒の横型動画（1080×1920）：MP4形式

85秒の横型動画（1080×1920）：WMV形式、MP4形式

ポスターデータ：ＡＩ形式、ＰＤＦ形式

　〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 広報場所  広報期間 | 多くの府民が広報物を目にすることができるよう、広報場所と期間について提案内容の根拠となる数値等について示したうえで提案すること。  ・デジタルサイネージ・ポスター以外において効果があると想定する媒体（車内広告、ラッピング広告等）があれば加えて提案すること。  ・必須事項以外の追加の提案に際し、ＩＲ推進局において保有する広報物以外に、独自の広報物の作成等の提案があれば併せて提案すること。  ・新規の広報物を作成する際は発注者と協議のうえ行うこと。また、新規の広報物作成、広報等にかかる経費はすべて委託金額に含むものとする。 |

②　インターネット広告

　〇　受注者はインターネット広告を活用し、広報・周知を実施すること。

〇　広告の手法としてはGoogle、Yahoo、SNS等でのバナー広告を想定しており、トゥルービュー広告（YouTube等での動画広告）は実施しない。

　〇　適宜配信状況等を報告すること。目標に満たない場合は発注者と協議のうえ、改善策を実施すること。

　〇　広告バナーの作成等、上記を実施するにあたって付随する業務を実施すること。

　〇　広告バナーなど作成の際は発注者と協議のうえ、行うこと。

　〇　広告バナーの制作に必要な経費は、本業務の委託金額に含むものとし、制作に必要な素材の収集などすべての手配は受注者が行う。

　　・　受注者は、修正可能な段階で、広告媒体について発注者と協議し、修正を求められた場合は、受注者の責任により修正すること。また、修正に要した経費は委託金額に含むものとする。

　　・　クリック数、閲覧した人の属性情報等を検証し、定期的（時期は発注者と協議）に発注者に報告及び協議のうえ、改善策を実施すること。また、発注者から媒体等の変更指示があった場合には、対応すること。

　　・　インターネット広告におけるクリック遷移先について、ＩＲ推進局のホームページ等を想定している。

　　・　広告バナー等の情報は、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるように、アクセシビリティへ配慮すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 配信媒体  目標数字 | 〇Google、Yahoo、SNS等のインターネット広告媒体を通してアクセスするユニークユーザーの目標値を提案すること。  （参考値：2022年大阪ＩＲのトップページアクセス数　年間約46,000アクセス）  〇利用する媒体と合計の目標値を提案すること。  〇上記記載のクリック数以上の目標値を提案すること。 |
| 配信時期 | 配信時期や期間について提案すること。 |

　③　メディア誘致

　〇　各種メディアに対し、大阪ＩＲの意義・効果、懸念事項対策等、その他府市の考え方を理解してもらったうえで、大阪ＩＲの情報が取り上げられ、正しく発信されるようメディアへのコンタクト活動を実施すること。

　　　〇　働きかけを行うメディアについては事前に計画書等を提出し、発注者と協議を行うこと。

〇　働きかけを行ったメディアについては適宜報告を行うこと。

　　　〇　メディア誘致にかかる費用は、すべて委託金額に含むものとする。

　〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 実施手法 | 各メディアに働きかけを行うにあたっての方針、手法を提案すること。  また、メディア露出の確約ができるものがあれば合わせて提案を行うこと。 |
| 過去実績 | 各メディアへの繋がり等、受注者の持つ強みのほか、過去に類似の実績があれば提示すること。 |

④　その他広報活動

〇　イベントの実施等、効果のある広報活動についてあれば提案を行うこと。

〇　イベントの実施等、その他広報活動にかかる費用は、すべて委託金額に含むものとする。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 広報活動の概要 | 広報活動の内容、時期、期間、成果目標など |

　⑤　効果測定

〇　（１）の各メニューの実績を報告すること。

○　（１）の各メニューの実施による効果について、調査・分析を行い、報告書を提出　すること。報告書の提出は、中間（10月末を目途）、事業終了の各時点において行うこと。調査・分析の方法等については、IR推進局と必ず協議すること。

〇　効果測定の結果は（３）広報戦略の策定に活かすことを前提に行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 効果測定の方法 | 効果検証の手法や考え方について提案すること。 |

(２) 動画作成

　①　説明動画の作成

　　本動画は（１）の広報事業により大阪ＩＲの情報を得ようとしてきた方に対して、大阪ＩＲを正しく理解していただくためのツールの一つとして作成するものである。このことを理解したうえで、作成については下記の事項に留意して行うこと。

〇　大阪ＩＲの全体像をわかりやすくまとめた動画を１本作成すること。

〇　大阪ＩＲ全体の説明動画とは別に、下記のテーマに重点を置き、わかりやすく伝わる動画を複数本作成すること。

　・【ＩＲ設置の意義・効果】ＩＲが設置されることによる意義・効果が伝わる内容

・【懸念事項対策】ギャンブル依存症や治安風俗環境等の懸念事項対策への取り組みが伝わる内容

※なお、上記区分を細分化するなど、提案することもかまわない。

〇　大阪ＩＲについて知識のない方でも興味を持ち、最後まで視聴してもらえるように、内容・構成・長さを工夫した動画を作成すること。

〇　受注者は撮影に入る前に内容等について発注者と協議すること、また動画の構成がわかる絵コンテを作成し発注者の承認を得ること。

〇　動画制作にあたり資料・素材の収集を行うこと。

〇　動画制作にかかる著作権・肖像権などの権利関係の処理・調整を行うこと。

〇　動画制作にあたり、出演者，協力者，撮影地へ交渉し、許可を得ること。

〇　動画制作にかかる経費、使用料，出演料，交通費，謝礼等撮影に必要な費用については、すべて委託金額に含むものとする。

〇 撮影した映像の加工・編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。動画の完成までに，発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

〇　動画は、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるように、アクセシビリティへ配慮すること。

〇　その他、動画を作成するにあたって付随するすべての業務を実施すること。

〇　動画の規格は、原則16：9とし、映像の解像度はフルハイビジョン以上とする。

〇　納品については、データはWMV形式、MP4形式の各形式データで素材・絵コンテ等も含めて、発注者と協議のうえ、10月頃の納品を予定しており日時については別途指示する。

〇　納品された動画については、期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができるものとすること。

〇　なお、動画は発注者が大阪府公式YouTubeや、庁内モニター等で放映すること等の利用を想定している。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 動画の概要 | 大阪ＩＲの意義・効果、懸念事項対策等、その他府市の考え方を充分理解したうえで、視聴者に内容が効果的に伝わる、各動画の時間・本数・構成等について提案すること。また、提案内容がわかりやすく伝わるよう絵コンテ等を作成すること。  また、分かりやすく伝えるための動画制作にあたって、例えば著名人の起用など、活用する技術や手法、工夫について提案すること。  提案にあたっては、作成する動画のクォリティがわかるよう、過去に作成した動画のサンプル等の提示も併せて行うこと。 |

(３) 広報戦略

　①　広報戦略の作成支援

〇　令和6年度における効果的な広報内容について、具体的なメニュー案を作成すること。

〇　案の作成にあたっては下記の内容を記載すること。

　　　・ 2029年秋から冬ごろを開業時期とし、開業までの長期的な戦略を示したうえで作成すること。

* 具体的なメニューを整理するとともに、いつ、どこで、何を、どのようにすべきか、実施レベルでのスケジュールや手法を、だれが見ても理解でき実施できるよう、具体的にわかりやすく整理すること。

　　〇　次年度以降の発注者の事業に活用するため、広報戦略の素案について、８月末をめどに提出できるよう取りまとめること。

　　〇　広報戦略の策定にあたっては効果測定の結果を踏まえたうえで行うこと。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 実施手順 | 広報戦略の案作成にあたってどのような実施手順で行うのか、作成フロー図などで提案を行うこと。 |
| 実績 | 過去類似の実績があれば提示すること。 |

(４) その他

①　事業管理体制

〇　事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。

〇　事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、発注者へ届け出ること。また、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 事業の実施体制 | (1)－① ～ (3)－① までの各事業の実施体制について、記載すること。 |
| 事業の実施スケジュール | (1)－① ～ (3)－① までの各事業について、実施スケジュールを提案すること |
| 事業者の強み | (1)－① ～ (3)－①までの各事業について提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。 |

**6　成果物の提出**

　　事業終了後、令和６年３月２９日（金）までに発注者あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

* 実施報告書

〇　A4サイズ１５部及びUSBメモリー等に格納のこと。

〇　実施報告書には以下のものを含めること

* 業務に関して作成した全ての成果物

・作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。

* メディア誘致実績に係る報告書

・掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWEB情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

・なお、テレビ等で放送された動画については、電子データ（USBメモリー等）で提出すること。

* 主要駅での広告実績にかかる書類

　　　・各広報場所での実績写真等、実施成果を漏れなく取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

**７　その他**

1. 守秘義務について
   * 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない 。
2. 契約不適合責任について
   * 引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受注者は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず発注者指示のもと履行の追完を行うこと。
3. 個人情報の取り扱いについて
   * 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
   * 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

○　事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受注者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。

○　契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

1. 著作物の譲渡等

〇　本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第21 条から第28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属すること。また、成果品は以降、発注者が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。なお、受注者は発注者または発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、成果品にこの契約の前から受注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。

〇　本契約期間終了後、発注者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合には、そのすべてを委託金額内に含めること。

〇　本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

〇　本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

1. その他留意事項について

○　本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容（事業実施経費を含む）は、実現を約束したものとみなす。

○　受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないこと。

　　　〇　受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

〇　業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、発注者が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

〇　受注者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

　　　〇　受注者の責めに帰す理由により、損害を生じさせた場合（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者において責任をもって対応するとともに、その損害により生じた経費を受注者が負担するものとする。

* 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、

発注者と協議を行い、指示に従うこと。